

令和7年1月24日

報道機関 各位

長崎大学高度感染症研究センター実験棟（BSL-4 施設）の 厚生労働大臣による特定一種病原体等所持施設指定について

令和7年1月24日付で、本学の高度感染症研究センター（※1）実験棟（BSL-4施設）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める特定一種病原体等所持施設（※2）として厚生労働大臣から指定されましたので、お知らせします。

【参考】

※1 長崎大学高度感染症研究センター ホームページ

<https://www.ccpid.nagasaki-u.ac.jp/>



高度感染症研究センター実験棟（BSL-4施設）の写真はホームページ内の「長崎大学高度感染症研究センターとは」のページの上部にある外観および実験室内観の2枚の写真をご利用可能です。クリックして拡大、保存頂きご利用下さい。

この写真は本学のBSL-4実験施設等の紹介を目的とする場合のみ、使用可能です。使用する際、写真のトリミング、改変等をご遠慮ください。

<https://www.ccpid.nagasaki-u.ac.jp/about/>



※2 「特定一種病原体等所持施設」とは、感染症法で定める特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できる施設として厚生労働大臣が指定した施設をいう。

【本件に関する問い合わせ先】

長崎大学高度感染症研究センター

リエゾン推進室長 渡邊 英一郎

電話番号：095-800-4300

FAX 番号：095-800-4301